応募要領

令和８年度災害復旧調査業務委託対象者の事前登録の公募について、次のように定める。

１　目的

本公募は、災害復旧調査業務を委託するのに十分な業務実績、業務能力等を有する対象者の名簿を作成し、災害発生時には名簿登録者から見積もりを徴収して委託契約を迅速に締結することにより、災害の早期復旧に資することを目的とするものである。

２　応募条件

本件に応募するには次のすべての条件を満たすことが必要である。

（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者あること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３）令和７・８年度の四国森林管理局一般競争参加資格者名簿における建設コンサルタント業務に登録されている者であること。

（４）「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でない者であること。

（５）農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（６）四国森林管理局管内に本店、支店又は営業所（以下、「事務所」と言う。）があること。

（７）暴力団排除に関する誓約事項（別紙）に同意した者であること。

３　復旧調査の内容

（１）豪雨等による山地災害、施設災害等に係る現地調査の実施及び復旧計画の作成。

（２）対象区域は国有林及び民有林直轄治山・直轄地すべり防止事業区域とする。

４　復旧調査の分類

（１）治山事業に係る地すべり機構調査

（２）治山事業に係る調査等

（３）林道事業に係る調査等

５　必要な登録要件

建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年４月 15 日建設省告示第 717 号）に基づき「森林土木」部門の登録を受けていること。

６　応募書類の提出

（１）　参加条件等を確認するための資料・・・・１部提出

① 登録申請書（別紙様式１）

② 事務所の所在地等証明資料（別紙様式２）

様式２には記載事項を確認できる資料を添付すること。

（２）登録要件、実績等を確認するための資料・・・・希望する復旧調査の分類毎に提出すること。

① 登録要件確認資料（別紙様式３）

② 同種業務の実績確認資料（別紙様式４）

③ 技術者の派遣体制及び資格区分確認資料（別紙様式５－１～３）

④ 技術者の同種業務の実績確認資料（別紙様式６）

注１）　記載事項が TECRIS で確認できる場合は TECRIS 登録番号を記載する事で資料の添付を省略できるものとする。

なお、記載事項が TECRIS で確認できない場合は、上記の様式にはそれぞれ記載事項を確認できる資料を添付すること。

２）　同一の技術者が複数の復旧調査に従事する場合には、別紙様式５－１～３、別紙様式６及び添付資料を分類毎に提出すること。

（２）提出期限及び提出場所

① 令和８年３月 19 日 17 時までに下記の提出先に提出すること。

② 持参により提出する場合の受付時間は、平日の８時 15 分～12 時 00 分及び 13 時 00 分～17 時 00 分とする。

③　郵送又は電子メール等により提出する場合は、上記(2)①の提出期限までに四国森林管理局に到着したもののみを受理する。

④　電子メールにより提出する場合は希望する復旧調査の分類ごとに提出する事を可とする。（合計ファイル容量７ＭＢまで）

⑤　電子メールによる提出するファイル形式はＰＤＦ形式とする。

（３）提出に当たっての注意点

① 紙で提出する資料は全て片面印刷とすること。

② 紙で提出する資料には中表紙や見出しをつけず、クリップ止めとすること。

③ 記載内容の誤りや添付資料の不足がないように注意すること。

（４）その他

① 書類の作成及び提出に係る経費は応募者の負担とする。

② 提出された書類は返却しない。

③ 提出された書類は他の目的に使用しない。

7　対象者の選定

選定委員会において応募資料を審査し、必要な要件の有無、業務実績、業務能力等を評価の上、対象者を選定する。

8　選定結果の通知

（１）応募者全員に各々の選定結果を通知する。

（２）選定したことの通知をもって契約締結を約束するものではなく、山地災害等が発生し災害復旧調査業務の委託が必要となった場合に、対象者から見積書を徴収し有利な者と委託契約するものである。

9　資料提出及び問い合わせ先

〒７８０－８５２８　高知県高知市丸ノ内１丁目３番３０号
四国森林管理局治山課　災害対策分析官
電話：０８８－８２１－２１５０
Mail：shikoku_chisan@maff.go.jp

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、応募書類の提出をもって誓約します。

（別紙様式１）

令和８年　　月　　日

支出負担行為担当官
　四国森林管理局長　　田中　晋太郎　殿

住　　所
法　人　名
代表者氏名

令和８年度災害復旧調査業務委託対象者の事前登録申請書

標記業務対象者の登録選定に当たり、必要資料を添えて申請します。

記

当公募への応募条件について下記の通り満たしていることに相違ありません。

確認欄	参　　加　　条　　件
□	予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない。
□	予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない。
□	令和７・８年度の四国森林管理局一般競争参加資格者名簿における建設コンサルタント業務に登録されている者である。
□	工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中ではない。
□	暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から貴部局長に対し農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者に該当しない。
□	四国森林管理局管内に本店、支店、営業所の何れかを有すること。
□	暴力団排除に関する制約事項（別紙）に同意した者であること。

注意：
（１）応募要領の２「応募条件」を満たしていることを確認の上、確認欄に「レ」を記入すること。
（２）チェック欄に一つでも空白があると条件を満たさないので注意のこと。
（３）本様式は、複数の調査を希望する場合でも１部だけ提出すること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、応募書類の提出をもって誓約します。

（別紙様式２）

事務所の所在地等確認資料

１　所在地の確認

※四国森林管理局管内に本店、支店、営業所の何れかを有していることを確認できる資料を添付して下さい。（どれか一つだけで可）

例：法務局、税務所、社会保険事務所等、公的機関の書類

＜参考＞技術者を派遣できる地域

記載例
・四国全域、○○県全域　等

※「技術者を派遣できる地域」は参加条件ではありませんが、見積もりを依頼する際の参考にさせて頂きます。

（別紙様式３）

希望調査種別と登録要件の確認

※　複数の調査を希望する場合には、本様式以降の資料を希望する調査毎に提出してください。

１　希望する調査に○をつけて下さい。

ア　治山事業に係る地すべり機構調査
　　ボーリング調査等の地すべり機構調査

イ　治山事業に係る調査等
　　渓間工、山腹工の設計

ウ　林道事業に係る調査等
　　林道、保安林管理道（林道規格）の設計

（別紙様式４）

同種業務の実績確認資料

希望する業務:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（別紙様式３で○を付けた業務を記載）

業　務　名		契約年月日 完了年月日	発注者	業務の概要
1				地すべりでは機構調査が必須 治山・林道では実施設計が必須 TECRIS 登録番号
2				
3				

注意：記載要領に従って記載すること。

TECRIS に未登録の場合は資格が確認できる契約書等の写しを添付すること。

（別紙様式４～記載要領）

１　最大３件まで記載できる。

２　各業務は、令和３年４月１日から当資料の提出時点までの間に契約し且つ、完了していること。（過去５年間の実績）

３　発注者の制限

（１）「治山事業に係る地すべり機構調査」においては、国の機関又は都道府県であること。

（２）「治山事業に係る調査等」においては、国の機関又は都道府県であること。

（３）「林道事業に係る調査等」においては国の機関、独立行政法人、都道府県又は市町村であること。

４　同種業務であることが確認できるように記載すること。

（１）業務の概要については、「本調査は○○地区における□□調査である。」と明確に記述すること。「□□調査」は希望する調査分類と同じであること。

（２）契約名が治山工事でも内容が地すべり調査であるなど、契約名と業務内容が異なる場合が多々見られるので注意すること。

（３）記載事項を確認できる資料を添付すること。

・TECRIS に登録している業務については登録番号を記載すること。

・TECRIS に未登録の場合は資格が確認できる契約書等の写しを添付すること。

（４）変更契約は元契約と一体の物として取り扱うので、元契約の契約日等に注意すること。

（５）現地測量や施設設計を伴わない事業（例：基本方針の作成、データベースの構築、ソフト開発等）は実績として認めない。

（６）砂防事業や農業土木、漁業関係は同種業務として認めない。

（別紙様式５－１）

技術者の派遣体制及び資格区分確認資料

希望する業務：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（別紙様式３で○を付けた業務を記載）＿＿＿＿

技術者の区分：技　師　長

番号	氏　名	保有する資格 初回取得日	最終学歴	職　　歴
1	□□　□□	技術士（森林土木） ＲＣＣＭ（森林土木） 等 ○年○月○日取得 ５－２，３も同じ	○○大学○○学部 ○○科卒業 （卒業年度は不要） ５－２，３も同じ	○年○月○日入社 （社名は書かないこと） 調査設計従事期間 ○年○月　～○年○月 （職歴証明は不要） ５－２，３も同じ
2				
3				

注意：

（１）技術者の区分は、別表「技術者の資格区分」を参照のこと。

（２）保有する資格は、「技術者の資格区分」に記載された資格についてのみ記入し、初回取得年月日を記入すること。

（３）資格については初回取得年月日が明記されている登録証を添付すること。

（４）雇用確認書類については、監理技術者資格者証、社会保険の標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、または、雇用証明書（会社印押印）の写しのいずれかとする。

（５）技師長の人数は３名までとする。

（別紙様式５－２）

技術者の派遣体制及び資格区分確認資料

希望する業務：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（別紙様式３で○を付けた業務を記載）

技術者の区分：主　任　技　師

番号	氏　名	保有する資格 初回取得日	最終学歴	職　　歴
1	□□　□□			
2				
3				
4				
5				

注意：

（１）技術者の区分は、別表「技術者の資格区分」を参照のこと。

（２）保有する資格は、「技術者の資格区分」に記載された資格についてのみ記入し、初回取得年月日を記入すること。

（３）資格については初回取得年月日が明記されている登録証を添付すること。

（４）雇用確認書類については、監理技術者資格者証、社会保険の標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、または、雇用証明書（会社印押印）の写しのいずれかとする。

（５）主任技師の人数は５名までとする。

（別紙様式５－３）

技術者の派遣体制及び資格区分確認資料

希望する業務：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（別紙様式３で○を付けた業務を記載）

技術者の区分：技　　師

番号	氏　名	保有する資格 初回取得日	最終学歴	職　　歴
1	□□　□□			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注意：

（１）技術者の区分は、別表「技術者の資格区分」を参照のこと。

（２）保有する資格は、「技術者の資格区分」に記載された資格についてのみ記入し、初回取得年月日を記入すること。

（３）資格については初回取得年月日が明記されている登録証を添付すること。

（４）雇用確認書類については、監理技術者資格者証、社会保険の標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、または、雇用証明書（会社印押印）の写しのいずれかとする。

（５）技師の人数は１０名までとする。

（別紙様式６）

技術者の同種業務の実績確認資料

希望する業務：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（別紙様式３で○を付けた業務を記載）

技術者の区分		番号		氏　名	

	業　務　名	契約年月日 完了年月日	発注者	業　務　の　概　要
1				地すべりでは機構調査が必須 治山・林道では実施設計が必須 TECRIS 登録番号
2				
3				
4				
5				

注意：

（１）別紙様式５－１～３の各人毎に作成すること。

（２）各業務は、令和５年４月１日から当資料の提出時点までの間に契約し、且つ完了していること。（期間は様式４とは異なる。）（過去３年間の実績）

（３）発注者、同種業務の確認等については、別紙様式４の記載要領３，４に従うこと。

（４）別紙様式４に記載した業務を本様式でも記載する場合は、証明資料を本様式にも必ず添付すること。

（５）各業務に本技術者が従事したことを確認できる資料を添付すること。

例：管理技術者届、照査技術者届等

（６）最大５件まで記載できる。

（７）一つの事業に複数の技術者が従事した場合には、様式６の確認資料を一通だけでなく技術者毎に人数分添付すること。

（別表）技術者の資格区分

【治山事業に係る地すべり機構調査】

１．技師長については、次のいずれかの資格を有する者であること。

① 技術士（総合技術監理部門（選択科目：「森林－森林土木」）

② 技術士（森林部門（選択科目：「森林土木」））

③ 博士（「森林土木」に該当する部門）

④ RCCM（森林土木部門）

⑤ 実務経験が通算５箇年以上ある者で、森林土木部部門の職務に従事した期間が、大学卒 23 年、短大・高専卒 27 年、高校卒 32 年以上ある者

２．主任技師については、次のいずれかの資格を有する者であること。

① 技術士（総合技術監理部門（選択科目：「森林－森林土木」）

② 技術士（森林部門（選択科目：「森林土木」））

③ 博士（「森林土木」に該当する部門）

④ RCCM（森林土木部門）

⑤ 実務経験が通算２箇年以上ある者で、森林土木部部門の職務に従事した期間が、大学卒 18 年、短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年以上ある者

３．技師については、次のいずれかの資格を有する者であること。

① 技術士（総合技術監理部門（選択科目：「森林－森林土木」）

② 技術士（森林部門（選択科目：「森林土木」））

③ 博士（「森林土木」に該当する部門）

④ RCCM（森林土木部門）

⑤ 森林土木部部門の職務に従事した期間が、大学卒 5 年、短大・高専卒 8 年、高校卒 11 年以上ある者

【治山事業に係る調査等・林道事業に係る調査等】

１．技師長については、次のいずれかの資格を有する者であること。

① 技術士（総合技術監理部門（選択科目：「森林－森林土木」）

② 技術士（森林部門（選択科目：「森林土木」））

③ 博士（「森林土木」に該当する部門）

④ RCCM（森林土木部門）

⑤ 実務経験が通算５箇年以上ある者で、林業技士の登録を受けた技術者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上ある者）

⑥ 実務経験が通算５箇年以上ある者で、森林土木部部門の職務に従事した期間が、大学卒 23 年、短大・高専卒 27 年、高校卒 32 年以上ある者

２．主任技師については、次のいずれかの資格を有する者であること。

① 技術士（総合技術監理部門（選択科目：「森林－森林土木」）

② 技術士（森林部門（選択科目：「森林土木」））

③ 博士（「森林土木」に該当する部門）

④ RCCM（森林土木部門）

⑤ 林業技士（森林土木部門）

⑥ 実務経験が通算２箇年以上ある者で、森林土木部部門の職務に従事した期間が、大学卒 18 年、短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年以上ある者

３．技師については、次のいずれかの資格を有する者であること。

① 技術士（総合技術監理部門（選択科目：「森林－森林土木」）

② 技術士（森林部門（選択科目：「森林土木」））

③ 博士（「森林土木」に該当する部門）

④ RCCM（森林土木部門）

⑤ 林業技士（森林土木部門）

⑥ 森林土木部部門の職務に従事した期間が、大学卒 5 年、短大・高専卒 8 年、高校卒 11 年以上ある者

＜**注意**＞各用語の定義は以下の通り。

①大学卒

学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（同法６９条の２に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者。なお、それ以外の課程は高卒と見なす。

②専門学校卒

短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者

③高等学校卒

学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（上記卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）